

# 兵庫県公報

平成24年4月3日 火曜日 第2376号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成24年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	8
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	8
○平成24年兵庫県告示第123号（特定計量器定期検査の実施）の一部改正（工業振興課）	10
○土地改良区役員の退任及び就職の届出（農地整備課）	10
○土地改良区営土地改良事業の施行認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	11
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	11
○保安林の指定の予定通知（同）	12
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○同 上（同）	15
○同 上（同）	16
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	16
○同 上（同）	17
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	18
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	18
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	18
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	19
<b>公 告</b>	
○入札公告（管理課）	19
<b>病院局公告</b>	
○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（県立光風病院）	22
<b>県議会事務局公告</b>	
○入札公告	24
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	27
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	27

## 告 示

### 兵庫県告示第454号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに

委任して次のとおり実施する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成24年 8月4日(土)	午前	甲種第4類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第4類、第7類	午前9時30分から 午前11時15分まで
	午後	甲種特類	午後1時40分から 午後4時25分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時40分から 午後3時25分まで
同月5日(日)	午前	乙種第6類	午前10時から 午前11時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成24年 11月18日(日)	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時15分から 午後0時30分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時15分から 午後0時00分まで
	午後	甲種第4類	午後1時45分から 午後5時00分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時45分から 午後3時30分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。ただし、電気工事士の資格により試験の一部免除を受ける者に限り甲種又は乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

## (3) 乙種

受験資格は問わない。

## 5 受験手続

## (1) 申請書類等

## ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

## イ 資格証明書類

## (7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

## (4) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

## (2) 受付期間、申請方法及び申請先

## ア 第1回

## (7) 書面申請

## a 受付期間

平成24年6月18日(月)から同月28日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

## c 申請先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

## (4) インターネット申請

## a 受付期間

平成24年6月15日(金)午前9時から同月25日(月)午後5時まで

## b 申請方法

財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

なお、受験資格及び試験科目免除資格の内容によっては申請できない場合がある。

## イ 第2回

## (7) 書面申請

## a 受付期間

平成24年9月18日(火)から同月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## b 申請方法

第1回に同じ。

## c 申請先

第1回に同じ。

## (4) インターネット申請

## a 受付期間

平成24年9月15日(土)午前9時から同月25日(火)午後5時まで

## b 申請方法 第1回に同じ。

## (3) 手数料

ア 甲種特類 5,000円

イ 甲種 5,000円

ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

第1回は平成24年9月中旬、第2回は平成24年12月中旬に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口  
に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を財団  
法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階  
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

財団法人消防試験研究センター 電子申請室  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号  
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の  
支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定  
した。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
田中ひでゆき歯科医院	明石市大明石町1-11-8	田中秀幸	平成24年1月24日
あべいすと訪問看護リハビ リセンター	洲本市納177-2	株式会社あべいすと	平成23年12月1日
藤原歯科	同 市山手3-1-13	藤原 到	平成24年1月1日
クラモト皮膚科	同 市栄町1-3-27 TOPビル4F	医療法人社団クラモト皮膚 科	同 月10日
芦屋川デンタルクリニック	芦屋市月若町8-4 月若ビル2F	石田敬祐	同 月12日
すみれ薬局伊丹店	伊丹市池尻4-9-14	株式会社メディカメント	平成23年12月19日
医療法人晴風園訪問看護・ リハビリステーションせい ふう	同 市鑄物師4-87-1 クレールIII102	医療法人晴風園	同 月26日
めぐみ調剤薬局	豊岡市京町4-16	株式会社ミルキーファーマ シー	同 月14日
木の実歯科クリニック	加古川市東神吉町出河原862 イオンタウ ン加古川	山高篤司	平成24年2月1日
医療法人社団せいわ会たざ み病院	同 市尾上町口里790-66	医療法人社団せいわ会	同
ホシ薬局	同 市尾上町口里790-17	株式会社ハリマ調剤薬局	同
訪問看護ステーション猫の 手	宝塚市安倉北3-5-30-425	有限会社猫の手	平成23年12月1日
ひかり調剤薬局山本店	同 市山本東2-7-12	有限会社グローリー	平成24年2月1日
澤田肝臓・消化器内科クリ ニック	同 市山本東2-7-12 MS山本東ビル 201	澤田幸男	同 月2日
医療法人社団終和会三木デ ンタルクリニック	三木市緑が丘町本町1-236-1 平井ビ ル2F-C	医療法人社団終和会	平成24年1月1日

庄司歯科医院	高砂市伊保1-4-5	衛 籐 洋 平	同
ぱく腎・泌尿器科クリニック	同 市高砂町栄町373-1	朴 寿 展	同
マルゼンうねの駅前薬局	川西市大和西1-65-3	株式会社エフタカ	平成24年1月5日
愛川歯科医院	三田市貴志696-3	愛 川 修 司	同 月13日
さんあい歯科医院	同 市東本庄2493	矢 田 堅 巳	平成24年2月1日
やすらぎの森診療所	加東市新定707-1	藤 本 憲 弘	同



**兵庫県告示第456号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
にこにこ薬局	明石市二見町東二見272-3	吉 田 盛 範	平成24年2月1日
藤原歯科診療所	洲本市山手3-1-13	藤 原 宗	平成23年12月31日
クラモト皮膚科	同 市本町7-1-38	医療法人社団クラモト皮膚科	平成24年1月9日
すみれ薬局伊丹店	伊丹市池尻4-9-14	有限会社メディカメント	平成23年12月18日
医療法人晴風園訪問看護・リハビリステーションせいふう	同 市鑄物師5-79	医療法人晴風園	同 月25日
めぐみ調剤薬局	豊岡市京町55-3-1	有限会社ミルキーファーマシー	平成16年11月3日
医療法人社団せいわ会たずみ病院	加古川市別府町新野辺1429-10	医療法人社団せいわ会	平成24年1月31日
ホシ薬局	同 市別府町新野辺1429-98	株式会社ハリマ調剤薬局	同
キリン堂薬局高砂米田店	高砂市米田町島反田13-1	株式会社キリン堂	平成23年12月8日
庄司歯科医院	同 市伊保1-4-5	庄 司 武	同 月31日
井上泌尿器科	同 市高砂町栄町373-1	井 上 慶 治	同
マルゼンうね野駅前薬局	川西市大和西1-65-3	藤 本 幸 男	平成24年1月1日
小野クリニック	加古郡播磨町南野添2-2-18	医療法人社団小野クリニック	平成23年12月31日



**兵庫県告示第457号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
フタツカ薬局西新町	明石市王子2-20-21	株式会社大新堂	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月1日
田中ひでゆき歯科医院	同 市大明石町1-11-8	田 中 秀 幸	同 上	平成24年1月24日
フランスベッド株式会社兵庫営業所	同 市鍛冶屋町4-30 北條ビル1F	フランスベッド株式会社	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年3月1日
げんきな木ヘルパーステーション	洲本市宇山1-4-17	株式会社ドリームサポート	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年1月1日
前山医療器株式会社	同 市下加茂2-504-6	前山医療器株式会社	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
メイプル	芦屋市浜町15-18	株式会社コミュニティケア	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成24年1月13日
芦屋三条グローバル薬局	同 市三条南町13-16-101	有限会社グローバル薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年2月1日
打出グローバル薬局	同 市春日町2-16	同 上	同 上	同
訪問看護ステーションながぬま	伊丹市南野5-3-3	有限会社ながぬま	訪問看護、介護予防訪問看護	平成23年7月8日
かわさき内科クリニック	同 市野間5-12-8	川 崎 信 吾	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年12月1日
高田医院	同 市森本2-190	医療法人社団高田医院	同 上	同
すみれ薬局伊丹店	同 市池尻4-9-14	株式会社メディカメント	同 上	平成23年12月19日
医療法人晴風園訪問看護・リハビリステーションせいふう	同 市鋳物師4-87-1 クレールⅢ102	医療法人晴風園	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	同 月26日
吉岡薬局	同 市宮ノ前1-4-17	株式会社吉岡薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月31日
アトズライフ伊丹ケアプランセンター	同 市安堂寺町2-12 植木ビル101	株式会社アトズライフ	居宅介護支援	同 年2月1日
アトズライフ伊丹デイサービスセンター	同 上	同 上	通所介護、介護予防通所介護	同
デイホームはなえ	豊岡市出石町分字日光田362-3	有限会社創和会	介護予防通所介護	同
花花介護ステーション	加古川市加古川町北在家548-8	合資会社花花	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年1月5日
介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜4-5-6	財団法人宝塚市保健福祉サービス公社	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	同 月1日
フォレストデイサービスセンター安倉	同 市安倉南1-9-32	株式会社フォレスト	通所介護、介護予防通所介護	同
絆	同 市鹿塩1-4-16	特定非営利活動法人絆.jp	訪問介護、介護予防訪問介護	同

きずな	同 上	同 上	通所介護、介護予防通所介護	同
宝塚市社会福祉協議会ケアセンター仁川	宝塚市仁川高台2-1-77	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成24年1月10日
株式会社あいむ介護サービス	三木市本町2-13-46	株式会社あいむ介護サービス	同 上	同 月1日
医療法人社団終和会三木デンタルクリニック	同 市緑が丘町本町1-236-1 平井ビル2F-C	医療法人社団終和会	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
ぬくもり訪問看護ステーション	高砂市荒井町紙町1-37	シオンプランニング株式会社	訪問看護、介護予防訪問看護	平成24年2月1日
リハビリデイサービスあい	同 市荒井町中町4-24	合同会社たちばな	通所介護、介護予防通所介護	同
訪問介護事業所フルライフケア川西	川西市久代4-5-33 メゾン八重101	株式会社フルライフケア	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年1月19日
居宅介護支援事業所フルライフケア川西	同 上	同 上	居宅介護支援	同
小規模多機能型居宅介護事業所三田	三田市南が丘1-51-5	医療法人社団紀洋会	小規模多機能型居宅介護	平成24年1月15日
居宅介護支援事業所あいおい	同 市相生町24-28 本町第2ビル301	有限会社成久	居宅介護支援	同 年2月1日
デイサービスふくろう	丹波市氷上町成松字平石529-3	特定非営利活動法人ふくろう	通所介護、介護予防通所介護	同 年1月1日
デイサービスすみれ	同 市柏原町拳田192-2	株式会社カーシス	同 上	同 年2月1日
まごころの家	同 市氷上町成松594-1	株式会社TAMBA	同 上	同
デイサービスなのはな	川辺郡猪名川町柏梨田字前ヶ谷167-2	株式会社なのはな	同 上	平成24年1月17日
なでしこリハビリデイサービス	同 郡同 町松尾台3-1-2	株式会社ゼンコーポレーション	同 上	同 年2月1日
季節の華デイサービス福崎	神崎郡福崎町福崎新365	季節の華株式会社	同 上	平成23年12月1日
ひまわりの広場	同 郡同 町西田原字前田1693-1	社会福祉法人正寿会	同 上	平成24年2月1日
ヘルパーステーションクローバー	揖保郡太子町佐用岡930-1	株式会社クローバー	訪問介護、介護予防訪問介護	同
特別養護老人ホームやすらぎの里	美方郡新温泉町湯322	社会福祉法人徳和会	介護老人福祉施設	平成24年1月21日



**兵庫県告示第458号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
フタツカ薬局西新町	明石市大道町2-3-1-102	株式会社大新堂	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月30日

げんきな木ヘルパーステーション	洲本市前平205-1	株式会社ドリームサポート	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年12月31日
前山医療器株式会社	同 市下加茂2-2-55	前山医療器株式会社	福祉用具貸与	平成23年7月1日
メイブル	芦屋市浜町15-18	有限会社アーク	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同 年12月31日
訪問介護ステーションながぬま	伊丹市南野北1-12-6	有限会社ながぬま	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年6月1日
同 上	同 上	同 上	訪問看護、介護予防訪問看護	平成23年7月7日
山近医院	伊丹市野間2-7-50	川崎 信 吾	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年11月30日
高田医院	同 市森本2-120 メゾン ドソレイユ1F	医療法人社団高田医院	同 上	同
すみれ薬局伊丹店	同 市池尻4-9-14	有限会社メディカメント	同 上	平成23年12月18日
医療法人晴風園訪問看護・リハビリステーションせいふう	同 市鑄物師5-79	医療法人晴風園	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	同 月25日
花花介護ステーション	加古川市加古川町木村738-9	合資会社花花	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年1月4日
キリン堂薬局高砂米田店	高砂市米田町島反田13-1	株式会社キリン堂	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月8日



**兵庫県告示第459号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
森田直樹	さくら整骨院	明石市西明石南町2-12-21	平成23年12月9日
鳴坂祐太郎	なる鍼灸治療院	三田市すずかけ台2-32-4	平成24年1月25日



**兵庫県告示第460号**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
わかば画像診断クリニック	相模 昭彦	神戸市中央区中町通4丁目2番19号	平成24年2月1日

財団法人 神戸マリナーズ厚生会 ポートアイランド病院	財団法人 神戸マリナーズ厚生会 理事長 井上 一成	同 市同 区港島中町4-6	同 年3月1日
医療法人社団 勝徳会 かもめ歯科	医療法人社団 勝徳会 理事長 勝瀬 充啓	同 市長田区東尻池新町1-20 イオン長田南ショッピングセンター2F	同 年2月28日
医療法人社団 もりした歯科医院	医療法人社団 もりした歯科医院 理事長 森下 孝良	同 市須磨区中落合3丁目1-10 L U C C A名谷3F	同 年1月31日
おち歯科クリニック	越智 敏幸	同 市西区池上3-1-1 エルアペリオ1F	同 月27日
社会医療法人 製鉄記念広畑病院	社会医療法人 製鉄記念広畑病院 理事長 齋藤 寛	姫路市広畑区夢前町3丁目1番地	平成23年4月1日
森本歯科医院	医療法人社団 森本歯科医院 理事長 森本 哲司	同 市栗山町174-2	平成24年2月1日
きぬた歯科	衣田 圭宏	同 市飾磨区高町1丁目324番地	同 年3月8日
そよ風調剤薬局	有限会社 アイエムアイ企画 代表取締役 井上 則子	同 市飾磨区今在家4丁目25-2	同 月1日
薬局コスモファルマ	細野 恭平	同 市網干区余子浜7-1	平成24年4月1日
医療法人社団 塩山心療内科	医療法人社団 塩山心療内科 理事長 塩山 晃彦	尼崎市七松町1丁目2番1-601E	同 年2月1日
医療法人社団 鈴木眼科医院	医療法人社団 鈴木眼科医院 理事長 鈴木 温	同 市三反田町1丁目8番26号	同
尾上歯科医院	尾上 雄平	同 市大庄北3-31-33	平成23年12月28日
ライフオート 立花薬局	株式会社 ライフオート 代表取締役社長 林 勝彦	同 市立花町4-2-17	平成24年2月1日
鈴木内科クリニック	医療法人社団 鈴木内科クリニック 理事長 鈴木 洋	西宮市能登町11番40号	同
やまかげクリニック	医療法人社団 やまかげクリニック 理事長 山陰 圭一	同 市市庭町6-10	同
わしお耳鼻咽喉科	鷺尾 有司	同 市瓦林町20-13	同
医療法人 敬愛会 西宮敬愛会病院	医療法人 敬愛会 理事長 大塚 久喜	同 市深津町7-5	平成24年3月1日
夙川さわもと皮フ科	澤本 学	同 市神楽町11-3 夙川クリニックビル2F	同
新沢耳鼻咽喉科	医療法人社団 新生会 理事長 新澤 章二	同 市甲子園口2丁目3-7	同
絹田歯科医院	絹田 宗一郎	同 市甲子園五番町14-13	平成23年9月1日
中山デンタルクリニック	中山 文博	同 市松原町2-11 ワコーレ西宮ザ・フィールズ101	平成24年3月2日
e 薬局甲子園	有限会社 イトーヤク 取締役 伊藤 寛	同 市甲子園網引町2番28号	平成19年3月2日
ライフオート 高砂薬局	株式会社 ライフオート 代表取締役社長 林 勝彦	高砂市荒井町日之出町10-12	平成24年2月1日
なの花薬局 川西桜ヶ丘店	株式会社 共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	川西市中央町15-6 セントラルハイツ1階1号	同 年3月1日
南歯科医院	南 雄三	三田市駅前町8-4	同 年2月1日



兵庫県告示第461号

平成24年兵庫県告示第123号（特定計量器定期検査の実施）の一部を次のように改正する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中「神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内」を「神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内」に、「社団法人兵庫県計量協会」を「一般社団法人兵庫県計量協会」に改める。



兵庫県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 弘 繁	神戸市西区神出町東79番地の2
同	坊 池 孝 幸	同 市同区神出町東679番地の1
同	岡 部 邦 弘	同 市同区神出町東967番地
同	藤 井 忠 史	同 市同区神出町東887番地
同	花 房 利 亘	同 市同区神出町南159番地の2
同	谷 端 武 司	同 市同区神出町南356番地
同	野 口 貢 美	同 市同区神出町田井372番地
同	梶 貞 美	同 市同区神出町田井336番地
同	大 西 一 巳	同 市同区神出町古神513番地
同	辻 芳 文	同 市同区神出町古神702番地
同	大 西 隆	同 市同区神出町勝成41番地
同	河 井 政 雄	同 市同区神出町五百蔵88番地の9
同	穴 田 嘉 男	同 市同区神出町広谷520番地の1
同	金 澤 久 富	同 市同区神出町広谷167番地の3
同	谷 本 文 男	同 市同区神出町広谷168番地の1
同	坂 口 廣 司	同 市同区神出町北438番地の1
同	室 山 八 郎	同 市同区神出町北93番地
同	加 古 敏 幸	同 市同区神出町紫合637番地
同	鷺 野 健	同 市同区神出町紫合670番地の3
同	田 中 秀 高	同 市同区神出町紫合240番地の1
同	竹 原 卓 彦	同 市同区神出町紫合196番地の1
同	押 部 進	同 市同区神出町宝勢1914番地の1
同	黒 田 正 彦	同 市同区神出町宝勢1813番地
同	森 田 峯 男	同 市同区神出町池田384番地の1
同	竹 中 貞 良	同 市同区神出町宝勢1569番地の1
同	正 井 善 雄	同 市同区神出町宝勢313番地
同	桃 尾 勘 爾	同 市同区神出町宝勢449番地
同	田 中 隆 雄	同 市同区神出町宝勢963番地
同	中 崎 爲 雄	同 市同区神出町宝勢1205番地
同	中 村 壽美夫	同 市同区岩岡町岩岡1964番地の2
監 事	木 村 忠 夫	同 市同区神出町田井825番地の2
同	溝 端 康 浩	同 市同区神出町東648番地
同	藤 田 幹 男	同 市同区神出町宝勢389番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	藤 本 弘 繁	神戸市西区神出町東79番地の 2
同	長 田 憲 久	同 市同区神出町東867番地
同	花 房 利 亘	同 市同区神出町南159番地の 2
同	谷 端 武 司	同 市同区神出町南356番地
同	西 馬 紀 雄	同 市同区神出町田井394番地
同	竹 中 敏 勝	同 市同区神出町古神704番地
同	大 西 隆	同 市同区神出町勝成41番地
同	寺良田 一 弘	同 市同区神出町五百蔵24番地の 3
同	穴 田 勝 進	同 市同区神出町広谷520番地の 1
同	谷 本 初 富	同 市同区神出町広谷143番地
同	坂 口 廣 司	同 市同区神出町北438番地の 1
同	加 古 敏 幸	同 市同区神出町紫合637番地
同	田 中 秀 高	同 市同区神出町紫合240番地の 1
同	押 部 進	同 市同区神出町宝勢1914番地の 1
同	筒 井 清 春	同 市同区神出町池田99番地の 1
同	西 馬 正 義	同 市同区神出町宝勢1598番地の 1
同	桃 尾 勘 爾	同 市同区神出町宝勢449番地
同	田 中 隆 雄	同 市同区神出町宝勢963番地
同	中 村 照 雄	同 市同区岩岡町岩岡1967番地
監 事	坊 池 孝 幸	同 市同区神出町東679番地の 1
同	横 山 彰 彦	同 市同区神出町田井243番地の 1
同	前 田 俊 明	同 市同区神出町宝勢291番地



兵庫県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る新規土地改良事業の施行認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 4 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
夜久野高原土地改良区	土地改良区単独土地改良事業（非補助）	宮地区	平成24年 4 月 3 日から 同 月 23 日まで	朝来市役所



兵庫県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 4 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南あわじ市沼島字沼島山1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第465号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市奥米地字クヨ5の1、5の2、5の2の1、5の3、5の4、5の4の1、5の5、5の5の1、5の7から5の9まで、6の1、6の2、6の2の1、6の3、6の3の1、6の4、6の4の1、6の5、6の5の1、6の6、6の6の1、6の7、6の7の1、6の7の2、6の8から6の11まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字クヨ5の1・6の2の1・6の3の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第466号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区熊波字八両386の1、386の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第467号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長須字西山530の1から530の4まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第468号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町正法庵字奥山15の1から15の21まで、16の1から16の3まで、17、18、字平谷30の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第469号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字焼尾948の2、948の18から948の22まで・948の24（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、948の23、948の25から948の52まで、948の60から948の68まで
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第470号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町諸寄字深イゴノ上3846、3846の7から3846の10まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第471号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町諸寄字長谷西平3893の12、3893の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第472号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町海上字東尾1467・1468の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1468の3、1468の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第473号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区上岡字鎌谷435（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第474号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区秋岡字不具利津目1011（次の図の示す部分に限る。）、字細野1058の1（次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第475号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町正法庵字奥山17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第476号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月21日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 株式会社緑建設  
主たる営業所の所在地 加古川市東神吉町神吉823番地の266  
代表者の氏名 林 太佳伸  
許可番号 兵庫県知事許可（般-21、22）第403004号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成24年4月4日から同月10日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社緑建設は、加古川市発注の工事において、平成21年10月29日に特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第477号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成24年3月21日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 細川建設株式会社

主たる営業所の所在地 加古川市東神吉町神吉823番地

代表者の氏名 細川征典

許可番号 兵庫県知事許可（般・特-20）第402605号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成24年4月4日から同月10日までの7日間

4 処分の原因となった事実

細川建設株式会社は、加古川市発注の工事において、平成21年10月29日に特定建設業の許可を持たない建設業者と建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。



**兵庫県告示第478号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年4月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年4月3日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本松帆線	洲本市下加茂二丁目529番1から 同 市桑間字ケイリン180番4まで	旧	10.0から 29.0まで	115.0	
		新	13.0から 31.0まで	115.0	
県道 下内膳物部線	洲本市桑間字ケイリン191番1から 同 市下加茂二丁目529番1まで	旧	11.0から 29.0まで	115.0	
		新	13.0から 31.0まで	115.0	



**兵庫県告示第479号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明 石 市	東播都市計画地区計画	大久保町西脇地区地区計画
同 市	同 上	大久保町上野地区地区計画
姫 路 市	中播都市計画地区計画	大津みやび野地区地区計画



**兵庫県告示第480号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明 石 市	東播都市計画用途地域	高砂市公共下水道
同 市	東播都市計画高度地区	
同 市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
高 砂 市	東播都市計画下水道	

姫 路 市	中播都市計画用途地域	
福 崎 町	中播都市計画下水道	福崎町公共下水道
豊 岡 市	豊岡都市計画公園	3. 4. 1号東山公園
同 市	豊岡都市計画下水道	豊岡市公共下水道



**兵庫県告示第481号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成24年4月23日から適用する。

平成24年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社みなと銀行の項中

「

	同 西明石支店	明石市西明石南町
--	---------	----------

」

を

「

	同 西明石支店	明石市和坂
--	---------	-------

」

に、

表株式会社但陽信用金庫の項中

「

	同 勝原支店	姫路市勝原区熊見
--	--------	----------

」

を

「

	同 勝原支店	姫路市勝原区熊見
	同 飾磨支店	姫路市飾磨区構

」

に改める。

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年4月3日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 調達内容**

- (1) 調達物品及び数量  
中型スクールバス 3台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年8月31日（金）
- (4) 納入場所  
県立東はりま特別支援学校 加古郡播磨町北古田1-17-17

県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保字下戸明476—1

県立播磨特別支援学校 たつの市揖西町中垣内乙135番地乙

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 大塚  
電話 (078) 341-7711 内線 4936 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年4月3日（火）から同月17日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成24年5月17日（木）午後3時 兵庫県庁西館1階 小入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年5月16日（水）午後5時までにアの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成24年4月3日（火）午前9時から同月17日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年5月10日（木）午後5時から同月17日（木）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年4月4日（水）から同年5月2日（水）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年4月4日（水）から同年5月2日（水）まで（土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、5月2日(水)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年5月10日(木)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年5月15日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月25日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 3 vehicles

(3) Delivery period: August 31, 2012

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Higashiharima School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Himeji School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Harima School for Students with Special Needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 17, 2012

(6) Deadline for tender:

15:00 May 17, 2012 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 May 16, 2012 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otsuka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

平成24年4月3日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立光風病院長 幸地芳朗

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立光風病院医療情報システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成25年7月31日(水)

(4) 納入場所

県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

2 参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で企画提案書の受付期間末日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 本公告の日から企画提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 日本国内において、精神病床200床以上の病院における同等のシステムの導入を受注し、納入した実績を

有する者であること。

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒651-1242 神戸市北区山田町字登り尾3  
県立光風病院総務部経理課  
電話 (078) 581-1013

#### (2) 募集要領の配布

##### ア 配布期間

平成24年4月3日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

#### (3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

##### ア 日時

平成24年4月12日(木)午後1時30分から

##### イ 場所

県立光風病院 診療管理棟6階 講堂

##### ウ 留意事項

出席は1社当たり3名以下とする。

#### (4) 参加表明書

##### ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成24年4月3日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成24年4月20日(金)  
午後4時までに必着とする。

##### ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

#### (5) 質問及び回答

##### ア 質問方法

所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成24年4月3日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成24年4月20日(金)  
午後4時までに必着とする。

##### ウ 回答方法

平成24年5月1日(火)から同月10日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から  
午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

##### エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

#### (6) 企画提案書

##### ア 提出方法

持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成24年4月12日(木)から5月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成24年5月11日(金)  
午後4時までに必着とする。

##### ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

##### エ 提出書類

- ① 企画提案書 12部
- ② 企画提案書要約版 12部
- ③ その他募集要領に定めるもの

#### 4 当選者の選考

##### (1) 選考方法

選考は「県立光風病院医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

##### (2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

##### (3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

##### (4) 当選者の取扱い

当選者は、「県立光風病院医療情報システムの調達契約」の契約予定者となる。

#### 5 その他

##### (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

##### (3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

##### (4) その他

詳細は、募集要領による。

#### 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

##### (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Kouchi, Director of Hyogo Prefectural Kofu Hospital

##### (2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical total information System

##### (3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00 to 16:00 every weekday from Thursday, April 12 through Friday, May 11, 2012

##### (4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kofu Hospital

3 Noborio Kamitanigami-aza Yamada-cho, Kita-ku, Kobe, Hyogo 651-1242

TEL (078) 581-1013

### 県議会事務局公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年4月3日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

#### 1 調達内容

##### (1) 業務件名及び数量

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務

##### (2) 調達案件の仕様等

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.94、No.95、No.96の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務（詳細は入札説明書による。）

(3) 履行期間

平成24年5月23日（水）から平成25年1月31日（木）まで

(4) 履行場所

兵庫県議会事務局が別途指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県議会事務局調査課 担当 板村  
電話 (078) 341-7711 内線 5067

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年4月3日（火）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年5月16日（水）午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館2階 議会事務局会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年5月15日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成24年4月3日（火）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・キログラム数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本（4度刷）

エ 協議結果 平成24年4月27日（金）までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年5月14日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年5月23日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Osamu Zenbu, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services

## (3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 20, 2012

## (4) Deadline for tender:

13:30 May 16, 2012 by direct delivery

17:00 May 15, 2012 by mail

(5) Person to contact concerning the notice:

Ms.Itamura, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078) 341-7711 extension 5067

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成24年4月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,047

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 825,384



兵庫県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成24年4月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈蔵

(選挙区名) (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)

神戸市東灘区	55,752
神戸市灘区	35,001
神戸市中央区	33,009
神戸市兵庫区	30,286
神戸市北区	61,487
神戸市長田区	27,548
神戸市須磨区	45,771
神戸市垂水区	61,102
神戸市西区	66,163
姫路市	137,832
尼崎市	127,110
明石市	79,378
西宮市	126,764
洲本市	13,266
芦屋市	26,042
伊丹市	52,945
相生市	8,674
豊岡市	23,781
加古川市	72,172

たつの市及び揖保郡	30,796
赤穂市及び赤穂郡	18,480
西脇市及び多可郡	18,068
宝塚市	62,108
三木市	22,348
高砂市	25,497
川西市及び川辺郡	52,121
小野市	13,215
三田市	30,258
加西市	12,826
篠山市	12,147
養父市	7,442
丹波市	18,682
南あわじ市	14,122
朝来市	9,152
淡路市	13,436
宍粟市	11,553
加東市	10,663
加古郡	17,847
神崎郡	12,384
佐用郡	5,501
美方郡	10,220